

社会福祉法人大和しらかし会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大和しらかし会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）と評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、賞与及び退職手当を支給する。（ことができる）
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じ報酬、及び功労金を支給することとし、賞与は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
3. 非常勤役員等に対する功労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払う。
4. 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職金については、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、当法人の定める給与・退職金規程第20条の規定に準ずる額
- (5) 常勤役員等が職務のため出張したときには、役員等旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊費)を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときには、役員等旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊費)を支給する。
- (3) 功労金については別表5（非常勤役員等功労金算定方式）に定める算式により算出した額を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員に対しては、本規程に基づく報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月末日締め翌月26日払いとする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与退職金規程第6条第3項の規定に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年7月と12月とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、次のとおりとする。

(1) 非常勤理事長の報酬は第3条第1号に定める額を出勤日数・出勤時間に応じて算定された額とする。報酬等の支払いは前項第2号の定めによるものとする。

(2) 非常勤役員等の報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

(3) 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、日割りにより計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(報酬等の額の決定)

第9条 当法人の全理事の報酬総額は4千万円以内とする。(職員給与を含む。)

2 当法人の監事の報酬総額は20万円以内とする。

3 当法人の評議員の報酬総額は定款第9条に定める金額の範囲以内とする。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月1日より施行する。

この規程は令和8年3月28日より施行し、令和7年4月1日より遡及適用する。

別表1(常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額250,000円
理事	月額220,000円

別表2(常勤役員等の賞与)

役職名	報酬の額
7月の賞与	報酬月額×1か月分
12月の賞与	報酬月額×1か月分

別表3(常勤役員等の退職金算定式)

独立行政法人福祉医療機構の規定に準じる。

1か月未満は1か月に切り上げる。

別表4(非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(2)

	日額
理事会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

※非常勤理事長にあつては、別表1に定める金額を130で除して(常勤理事長の1か月の勤務時間)出勤時間総数を乗じて得た額とする。

(3)

	日額
監事監査等への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

別表5(非常勤役員等功労金算定方式)

10,000円×在任年数=上限200,000円

※1 在職年数が1年に満たない時は、切り上げるものとする。

※2 本規程施行以前の役員等の在任年数についても通算する。

※常勤とは週4日若しくは週5日30時間勤務とする。

①常勤理事長の給与月額は、社会福祉法人大和しらかし会給与規程経験年数1年職能給8等級1号俸により算定した額を常勤職員週40時間で除して30時間に乗じた額により算出した額とする。(1万円未満を切り上げる。)

(単位:円)

経験給1年	職能給8等級1号俸	合計・・・A	支給額=A×(30時間÷40時間)	
116,000	216,000	332,000	249,000	
			決定額	250,000

※常勤理事長は職員を兼務していない者とする。

②常勤理事の給与額は、社会福祉法人大和しらかし会給与規程経験年数1年職能給7等級1号俸により算定した額と1年職能給8等級1号俸を合算して2で除した額を常勤職員週40時間で除して30時間に乗じた額により算出した額とする。

(1万円未満切り上げる。)

(単位:円)

経験給1年	職能給8等級1号俸	合計・・・A	支給額=A×(30時間÷40時間)	
116,000	216,000	332,000	249,000・・・B	
経験給1年	職能給7等級1号俸	合計・・・A	支給額=A×(30時間÷40時間)	
116,000	144,000	250,000	187,500・・・C	
算定額:合算額(B+C)÷2		合算額	436,500	
436,500÷2=218,250		決定額	220,000	

※常勤理事は職員を兼務していない者とする。

※手取り 10,000円だと支給額 11,137円

※手取り 8,979円だと支給額 10,000円